

- (3) 次の表の基礎資格を取得した後、それぞれの在職年数と所要単位を充足した場合は、教育職員検定により幼稚園教諭二種免許状の授与を受けることができます。(免許法別表第8)

受けようとする免許状の種類				幼稚園教諭 二種免許状	
基礎資格				小学校教諭普通免許状を有していること。	
在職年数(備考2)				3	
科目名				単位数	
的理解に関する科目等	保育内容の指導法に関する科目	第二欄	保育内容の指導法に関する科目	保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	6
				合計	6

- 備考
- 各単位は、認定課程(前記(1)備考2)によるほか、他の課程(免許法認定講習等)においても修得することができます。
 - 基礎資格を取得した後、基礎資格となる免許状又は授与を受けようとする免許状に係る学校等において教諭又は講師(基礎資格にかかる特別支援学校の小学部の教諭又は講師を含む。)として在職することが必要となります。
 - 幼稚園、特別支援学校の幼稚部、幼保連携型認定こども園において、教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務成績証明者の証明を有する者が、所要単位の軽減を受ける場合の修得方法は、上記表に掲げる所要単位の半数の単位を修得するものとします。(免許法施行規則 第18条の2備考4号)
 - 別表第8の最低在職年数(備考2の在職年数)へ算入した年数は、備考3の在職年数に含めることはできません。